

第 27 号議案

足立区理学療法士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 20 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区理学療法士等修学資金貸付条例の一部を改正する条例
足立区理学療法士等修学資金貸付条例（平成 7 年足立区条例第 24
号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「社会福祉事業法」を「社会福祉法」に、同条第 2 号
中「老人保健法（昭和 57 年法律第 80 号）第 6 条に規定する老人保健
施設及び老人訪問看護事業を行う施設」を「介護保険法（平成 9 年法律
第 123 号）第 8 条第 25 項に規定する介護老人保健施設」に改める。

第 10 条中「貸付けられた」を「貸し付けられた」に改める。

第 11 条各号列記以外の部分中「打切る」を「打ち切る」に改め、同
条第 7 号中「見込」を「見込み」に改める。

第 13 条、第 14 条及び第 15 条中「各号の一」を「各号のいずれか」
に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

法律の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提
出いたします。